

霧島市条例第7号
令和元年6月19日

霧島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

霧島市道路占用料徴収条例（平成17年霧島市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により許可を受けた占用に係る占用料については、改正後の霧島市道路占用料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。